

第5回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年3月13日（金）

11：00～

場所：県庁舎7階災害対策本部室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症患者の発生及び対応について

（2）知事メッセージについて

（3）その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症患者の発生について(県内2例目)

1 概要

3月12日(木)、新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査を実施したところ、陽性が判明しました。当該患者は1例目の濃厚接触者です。

2 患者情報

- ①年齢・性別：60代 女性
- ②居住地：群馬県太田市
- ③職業：パート従業員
- ④症状及び行動

3月7日(土) 県内1例目の濃厚接触者(同居家族・母)として健康観察を開始。

3月9日(月) までは体調に異常なし。やむを得ず買い物で市内に外出したが、マスクを着用。

3月10日(火) 体調に異常なし。外出なし。

3月11日(水) 発熱(38度)、倦怠感のため、保健所に相談。帰国者・接触者外来である医療機関Aを受診。レントゲン撮影の結果、肺炎像が認められたため、同院に入院、検体採取。

3月12日(木) 県衛生環境研究所の検査により陽性と判明。

- ・発症日(3月11日)以降は、医療機関A以外に外出していない。
- ・医療機関には自家用車で移動。医療機関Aを受診する際は、マスクを着用し、他の患者と接触しないように受診した。
- ・患者に基礎疾患はなく、容態は安定している。

※報道関係者の皆さまへ

診療の妨げとなるおそれがあるため、医療機関等への取材は十分に御配慮ください。

県民の皆様へ

●新型コロナウイルス感染症とは

- ・ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、せきが長引くこと(1週間前後)が多く、強いだるさを訴える方が多いことが特徴です。
- ・潜伏期間は1日から12.5日(多くは5日から6日)とされています。
- ・感染経路は、咳やくしゃみを吸い込むことによる飛沫感染及び飛沫等が手指から体内に入り感染する接触感染です。
- ・高齢者や持病がある方が感染すると、重症化する可能性があります。

●帰国者・接触者相談センターのお知らせ

次の方は、保健福祉事務所(保健所)、県保健予防課に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・海外から帰国した後、発熱や呼吸器症状が出た場合
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている場合(高齢者や持病のある方は、2日程度続く場合)
- ・強いだるさや息苦しさがある場合

●予防対策は

- ・風邪やインフルエンザの予防と同様に、石けんによる手洗いや咳エチケットといった対策が重要です。
- ・発熱等の風邪の症状が見られるときは、外出を自粛し、学校や会社を休んでください。
- ・イベントを開催する場合には、開催の必要性について検討するとともに、風通しの悪い空間をなるべく作らない、手指消毒用アルコールを設置する、参加者に手指衛生を呼びかけるなど、感染防止対策を十分講じてください。また、多くの人が集まる施設でも同様の予防対策をお願いします。

新型コロナウイルス感染症患者の発生について(県内3例目)

1 概要

3月12日(木)、新型コロナウイルス感染症疑い患者のPCR検査を実施したところ、陽性が判明しました。

現在、濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を行っています。

2 患者情報

①年齢・性別

60代 女性

②居住地

群馬県太田市

③職業

看護師(第1例の患者が受診した医療機関ではありません)

④症状及び行動

3月7日(土) 午前中はマスクをつけて勤務(医療機関B)。

午後に発熱(38度)、咳、倦怠感が出現したため、早退。

3月9日(月) マスクをつけて医療機関Bを受診、肺炎の疑い。インフルエンザ検査陰性。

3月11日(水) マスクをつけて医療機関Bを再受診。肺炎像あり。帰国者・接触者相談センターを通じ、帰国者・接触者外来である医療機関Cを受診、入院。新型コロナウイルス感染症疑いと診断され、検体採取。

3月12日(木) 県衛生環境研究所の検査により陽性と判明。

- ・医療機関B、医療機関Cを受診する際は、マスクを着用し、他の患者と接触しないように受診した。
- ・薬局への立ち寄りはない。
- ・基礎疾患はあるが、現在、容態は安定している。

⑤行動歴

- ・発症前2週間以内に海外渡航歴無し。自家用車での通勤及び近隣での買い物のみ。
- ・3月7日(土)午後以降は、受診以外に外出していない。
- ・発症後の移動は自家用車のみであり、公共交通機関は利用していない。

⑥濃厚接触者

- ・現時点で判明しているのは配偶者1人で、健康観察及び外出自粛を要請した。

※その他、詳細は調査中であり感染拡大防止のために必要な情報は、随時発表いたします。

※報道関係者の皆さまへ

診療の妨げとなるおそれがあるため、医療機関等への取材は十分に御配慮ください。

県民の皆様へ

●新型コロナウイルス感染症とは

- ・ウイルス性の風邪の一種です。発熱やのどの痛み、せきが長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさを訴える方が多いことが特徴です。
- ・潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）とされています。
- ・感染経路は、咳やくしゃみを吸い込むことによる飛沫感染及び飛沫等が手指から体内に入り感染する接触感染です。
- ・高齢者や持病がある方が感染すると、重症化する可能性があります。

●帰国者・接触者相談センターのお知らせ

次の方は、保健福祉事務所（保健所）、県保健予防課に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- ・海外から帰国した後、発熱や呼吸器症状が出た場合
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている場合（高齢者や持病のある方は、2日程度続く場合）
- ・強いだるさや息苦しさがある場合

●予防対策は

- ・風邪やインフルエンザの予防と同様に、石けんによる手洗いや咳エチケットといった対策が重要です。
- ・発熱等の風邪の症状が見られるときは、外出を自粛し、学校や会社を休んでください。
- ・イベントを開催する場合には、開催の必要性について検討するとともに、風通しの悪い空間をなるべく作らない、手指消毒用アルコールを設置する、参加者に手指衛生を呼びかけるなど、感染防止対策を十分講じてください。また、多くの人が集まる施設でも同様の予防対策をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（総務部関係）

R 2 . 3 . 1 3
総務部

【県民向け】

- 2 / 26 「手洗い、うがい」の徹底PR（広報課、管財課）
＜県HP、広報番組、県民の目に触れる場所など＞
- 2 / 26 県庁舎内エレベーター、ドアノブ等の消毒の徹底（管財課）
- 2 / 26 県主催イベントの開催基準公表（総務課、危機管理室）
※ 関係部局から基準に沿った対応の検討を呼びかけ
- 2 / 28 県有施設の休業状況公表（総務課）
- 2 / 28 公立学校に準じた私立学校への通知発出（学事法制課）
- 3 / 11 健科大：卒業式（3/23）と入学式（4/6）の中止決定（公立大学法人、総務課）
- 3 / 12 女子大：卒業式（3/23：規模縮小して実施予定）と入学式（4/3）は今後検討、
後期試験（3/12）はトラブルなく終了（公立大学法人、総務課）
- 3 / 12 群馬テレビで知事記者会見を生中継して放送（広報課）

【職員向け】

- 2 / 26 職員に対し不要不急の外出を控えるよう注意喚起（人事課、総務事務セ）
- 3 / 4 時差出勤、休憩時間弾力化、在宅勤務の利用促進（人事課、総務課）
- 3 / 9 毎朝の体温測定の実施（人事課、総務事務セ）

【その他】

- 適 宜 予備費等による必要な予算対応（財政課）
- 3 / 12 指定管理施設に対する休業中の減収分補填を検討（各部局に照会中）
- 3 / 12 市町村で備蓄しているマスクを地域の実情に応じて活用するよう全市町村に依頼
（市町村課、危機管理室）

新型コロナウイルス感染症に係る農業分野への影響と対応

1 農業分野への主な影響

- ・景気悪化と需要減による牛肉等の価格低下
- ・学校給食向け牛乳の加工用への仕向け変更による収入減少
- ・イベントや送別会等の自粛による花の需要減少
- ・団体観光客の減少による、観光農園(いちご)、直売所の集客減少
- ・来日を予定している中国人技能実習生の入国の遅れ

2 対応策

(1) 農業者への資金繰り支援

- ・「農林漁業セーフティネット資金」(日本政策金融公庫)による
無利子、無担保融資 等

(2) 価格補てん

- ・学校給食用生乳の仕向け変更に伴う価格差支援
- ・販売価格低下時の価格差補てん(牛肉、豚肉、野菜等)

(3) 相談対応

- ・普及指導機関等による経営相談・技術対策等の支援

(4) 農業関係者の感染防止

- ・感染予防対策徹底の呼びかけ

(5) 需要喚起

- ・需要減退が顕著な品目に関する消費拡大対策の検討

(6) その他

- ・国の支援策等の情報を注視し、県として必要な支援策を検討するとともに、関係機関、団体等との情報共有を図る

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う対応について

教育委員会

【1】 経緯

3月7日に続いて12日に県内で新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより、県教育委員会として、市町村教育委員会及び各学校とともに連携して、引き続き、次のとおり対応を徹底して参りたい。

【2】 対応方策

1 共通対応事項

(1) 感染拡大防止について

- 感染予防の観点から、人の集まる場所に行ったり、友人と集まったりすることは避け、不要不急な外出をせず、基本的に自宅で過ごすことを周知徹底する。
- 風邪や37.5℃以上の発熱が4日以上続くなどの症状が続く場合は、帰国者・接触者相談センターの相談窓口を利用する。
- 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導する。

(2) 児童生徒の安心・安全の確保

- 生活習慣が乱れたりしてトラブル等に巻き込まれないよう、改めて児童・生徒、保護者に周知徹底する。
- 家庭への電話連絡等を定期的に行い、生徒の生活面や健康状況の把握を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問や登校指導等を行う。
- 各学校における学習計画に基づき、児童・生徒が適切に自宅学習が行えるよう支援を強化する。メールやホームページ、ポータルサイト（「子供の学び応援サイト」（文部科学省）・「#学びを止めない未来の教室」（経済産業省））の活用を図るとともに、生徒児童の状況に応じ、家庭訪問などを行い、定期的な課題の設定・回収を行う。

2 市町村立学校等について

(1) 感染拡大防止について

① 学校等での預かり

- 学校での預かりを行う場合には、手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を徹底する。また、適切な環境が保持できるよう、児童生徒同士の距離の確保及び接触の回避、こまめな換気、多くの児童生徒が手を触れる箇所の消毒等を徹底する。
- 開園している公立幼稚園等においても、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策やこまめな換気、多くの幼児が手を触れる箇所の消毒等を徹底する。

追加

- 15市町村において学校における受入れを行っている。ほか、1村において図書室の本の貸し出しを行っている。（3月10日現在）

② 学童クラブ等の対応について

- 学童クラブ等については、関係者等と連携をして、感染拡大防止の徹底を図るとともに、状況に応じて、学校施設の利用についても検討していただく。

追加 ○7市町村において学童クラブ等への教員の派遣を行っている。(3月6日現在)

(2) 生活指導について

○自宅で過ごす時間が長くなることから、特に、虐待が疑われるなど、家庭に対しては、関係機関等と緊密に連携するとともに、関係者と連携して必要な支援を行う。

(3) 卒業式について

追加 ○中学校の卒業式については、各校で感染防止対策を講じた上で、規模を縮小して本日実施することとなり、現在中止の連絡は入っていない。小学校においては3月24日又は25日に実施予定であり、現在、市町村教育委員会で検討しているところである。

(4) 学校の臨時休業について

○太田市立の小学校については、新たに、3月9日から26日まで休業とすることとし、中学校については、3月11日まで予定していた臨時休業を3月26日まで延長することとなった。

追加 ○藤岡市立及び上野村立の小学校・中学校については、3月15日まで予定していた臨時休業を3月26日まで延長することとなった。

3 県立学校について

(1) 入学者選抜について

追加 ○公立高等学校入学者選抜後期選抜及び定時制課程選抜並びに特別支援学校高等部入学者選抜及び訪問教育入学者選考については、3月10日・11日に実施した。

追加 ○両日とも、新型コロナウイルス感染症に関わる欠席者はいなかったことから、追検査は実施しないこととした。

追加 ○公立高等学校の合格者発表については、各校での掲示を取りやめ、県教育委員会が指定したWebページのみで行うこととしている。

(2) 高等学校について

①生活面について

○リーフレット「今悩んでいる君へ」及び「ぐんま高校生LINE相談」等を活用し、学校外の相談機関の周知を改めて行う。

○SNSでトラブルになったり、インターネットやゲーム等の利用等で生活習慣が乱れたりすることがないように、生徒・保護者の注意を改めて喚起する。

②学習支援について

○進路指導や就職指導が必要な卒業生については、進学や就職に支障がないよう、適切に相談、指導等を行う。

(3) 特別支援学校について

追加 ○児童生徒が、生活リズムの変化等による体調面・心理面の変調を来したり、放課後等デイサービス等の利用調整ができず保護者が対応に苦慮したりしないよう、家庭訪問等及び関係機関との連携を行い、状況に応じて、学校において児童生徒の受入を行っている。受入実施校は3校。(3月12日現在)

追加 ○児童生徒の日中の受入を行っている放課後デイサービス等から人的支援や特別支援学校の施設の活用等の要請があった場合は、可能な範囲で対応している。人的支援で、教職員が対応したケースはないが、子どもが心理的に変調を来しているなどの理由で、教職員に様子を見に来て欲しいという要請に対応したケースが2件。施設の活用では、学校図書館や校庭等の貸出を行っている学校が2校。(3月12日現在)

追加 ○幼稚部修了式、小学部及び中学部の卒業式については、各校で感染防止対策を講じた上で、規模を縮小し、全校で予定どおり実施している。(3月11～19日)